

# 第3次 山鹿市地球温暖化対策実行計画・事務事業編 (山鹿市環境マネジメントシステム)

令和6年度(2024年度) ~ 令和10年度(2028年度)

熊本県 山鹿市

1. 背景	2
2. 基本的事項	4
(1) 目的	
(2) 対象とする施設、事務・事業等の範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	6
(1) エネルギー消費量と温室効果ガス排出量	
(2) 温室効果ガス排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出量削減目標	9
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. その他の環境配慮項目の実績と推移	10
6. 温室効果ガス削減目標達成に向けた取り組み	11
(1) 取り組みの基本方針	
(2) 具体的な取り組み内容	
7. 推進体制と進捗状況の公表（本システムの構築）	14
(1) 推進体制	
(2) 本部及び環境管理責任者等の所掌事務	
(3) 点検・評価・見直し体制	
(4) 進捗状況の公表	
<参考資料>	16
・対象施設一覧	
・CO <sub>2</sub> 排出係数一覧	
・地球温暖化対策の推進に関する法律（一部抜粋）	
・山鹿市環境マネジメントシステム推進本部規程	

## 1. 背景

.....

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による災害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）などの温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国際的な動きとしては、平成 27 年（2015 年）12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、平成 10 年（1998 年）に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

熊本県では、令和元年（2019 年）12 月、国に先駆けて「2050 年熊本県内 CO<sub>2</sub> 排出実質ゼロ」を目指すことが宣言されました。その後、令和 3 年（2021 年）7 月には第六次熊本県環境基本計画が策定され、その中では、県内で排出される CO<sub>2</sub> は、産業部門が 3 割以上を占めるほか、運輸、家庭、業務などあらゆる分野が排出源となっており、ゼロカーボンの実現に向けては各分野における様々な主体が一体となった取り組みが必要だと言われています。

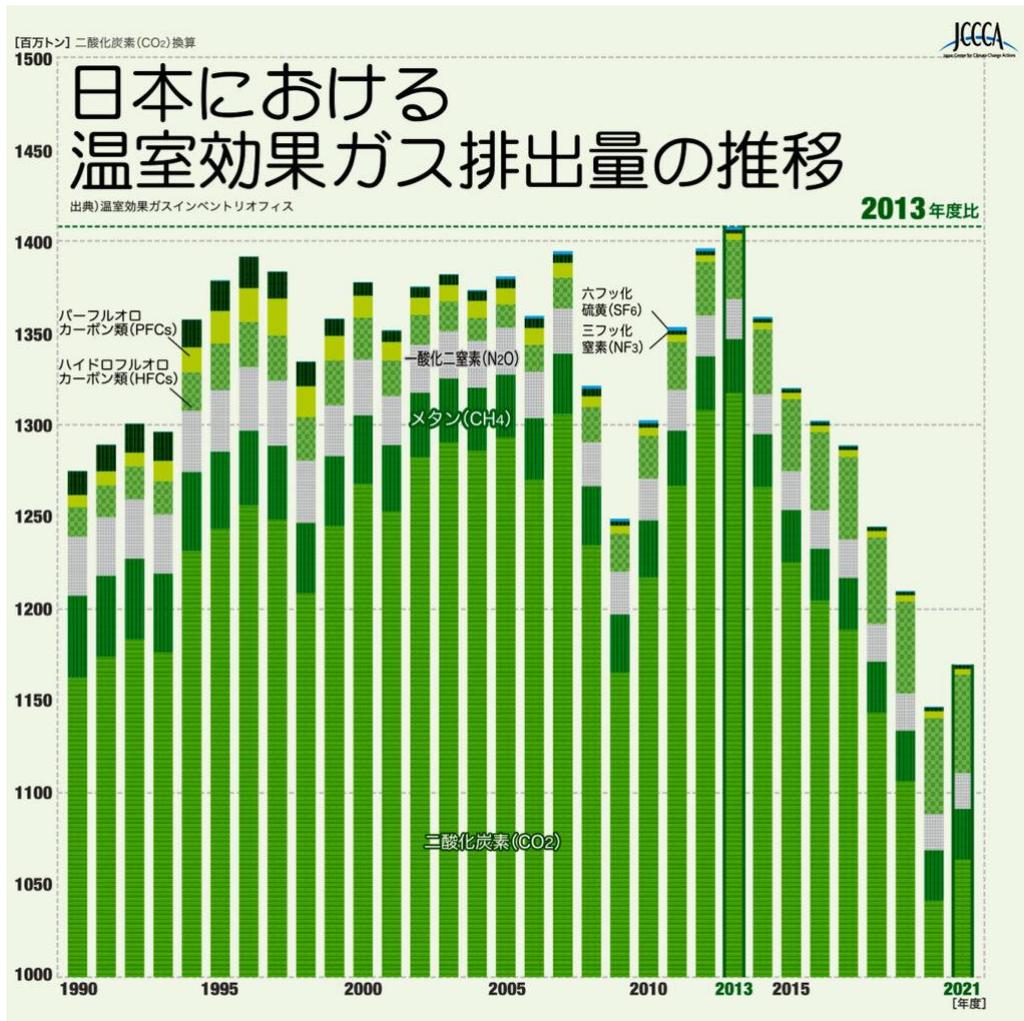
本市では、平成 18 年（2006 年）に環境マネジメントシステム（以下「本システム」という。）の取り組みを開始し、市の事務・事業にかかる環境負荷の低減に努めてきました。その後、平成 20 年（2008 年）には山鹿市環境基本計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減（抑制）、及び省エネ・省資源等の取り組みを推進してきたところです。また、令和 4 年（2022 年）3 月には、第 3 次山鹿市環境基本計画を策定し、さらに本市が熊本連携中枢都市圏の構成市に加わり、地球温暖化対策について共同で推進することとなりました。

行政として各種の施策を推進することはもちろんですが、事業者・消費者としても環境負荷の低減に向けて、主体的に取り組んでいく必要があります。

温室効果ガス一覧

温室効果ガス名	地球温暖化係数※	性質	用途、排出源
CO <sub>2</sub> （二酸化炭素）	1	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など
CH <sub>4</sub> （メタン）	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
N <sub>2</sub> O（一酸化二窒素）	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど
HFCS（ハイドロフルオロカーボン類）	1,430	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
PFCS（パーフルオロカーボン類）	7,390	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス	半導体の製造プロセスなど
SF <sub>6</sub> （六フッ化硫黄）	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス	電気の絶縁体など
NF <sub>3</sub> （三フッ化水素）	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス	半導体の製造プロセスなど

※温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値。ガスそれぞれの寿命の長さが異なることから、温室効果を見積もる期間の長さによってこの係数は変化します。



## 2. 基本的事項

### (1) 目的

山鹿市地球温暖化対策実行計画・事務事業編（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）第 21 条第 1 項に基づき策定するものです。本計画は本市が実施している事務・事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的としています。本市では、平成 27 年度（2015 年度）を期限とする第 2 次本計画の終了後、更新を行っていませんでしたため、今回更新を行うものです。

これに合わせて、山鹿市環境マネジメントシステム推進本部規程第 1 条に定める「本システム」の構築と、その運用に関する必要事項を本計画中に盛り込み、これまでの「環境マネジメントシステムマニュアル（第 5 版）」を廃止することとします。本計画では、各部署におけるエネルギー消費量管理や進捗管理に伴う取り組み等を本システムと呼びます（14、15 ページ参照）。

### (2) 対象とする施設、事務・事業等の範囲

対象範囲は、基本的に全ての公共施設や事務・事業等を対象として、エネルギーの消費量や環境配慮項目を把握します。なお、対象施設等の詳細は 16、17 ページを参照してください。

### (3) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、温対法第 2 条第 3 項に規定される 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）、CH<sub>4</sub>（メタン）、N<sub>2</sub>O（一酸化二窒素）の 3 種類とします。

### (4) 計画期間

令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 5 年間を計画期間とします。なお、国の温室効果ガス排出量削減の中期目標と合わせ、平成 25 年度（2013 年度）を基準年度として、令和 12 年度（2030 年度）を目標年度とします。また、他の計画等との整合性や社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

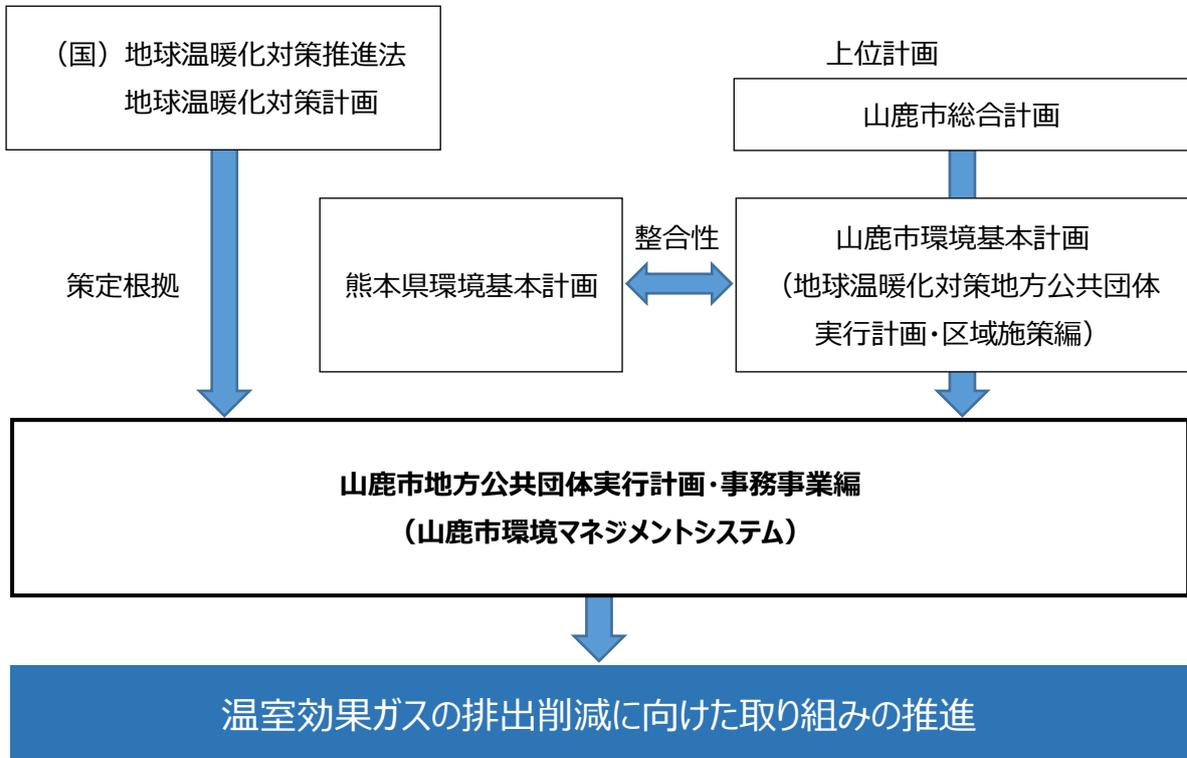
#### 【計画期間のイメージ】

項目	年度								
	H25 2013	...	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
期間中の事項	基準 年度		計画 開始				計画 期間		目標 年度
計画期間			→						

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、温対法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び山鹿市総合計画、山鹿市環境基本計画に即して策定します。

【関連法・計画等のイメージ図】



### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) エネルギー消費量と温室効果ガス排出量

本市は平成 18 年度（2006 年度）の本システム立ち上げ以降、事務・事業活動によって生じる CO<sub>2</sub> 排出量の把握と、その削減に取り組んできました。当初の取り組みでは、当時の市役所本館及び別館、各総合支所、青少年ホーム、中央公民館のみをエネルギー管理の対象とし、CO<sub>2</sub> 排出量のみを把握していました。しかし、平成 22 年度（2010 年度）から施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」では、指定管理施設等もエネルギー管理の対象とされたため、平成 24 年度（2012 年度）に本システムの全面的な見直しを行いました。

また、令和元年度（2019 年度）分から、新たに稼働した環境センターと、これまで未集計の市民医療センターも集計に加えました。これに伴い、非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O 排出量も算出しています。各排出量は、エネルギー消費量や3つのガスが発生する要因（数量）に対して、CO<sub>2</sub> 排出係数（P17 参照）という数値を乗じることで算出しました。

#### 【本市の事務・事業におけるエネルギー消費量等】

対象項目	H25 (2013)	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2022)
電 気 (kW)	15,704,253	20,476,582	20,575,790	20,849,509
ガソリン (ℓ)	92,952	73,144	73,848	86,735
軽 油 (ℓ)	17,027	49,219	59,770	44,763
灯 油 (ℓ)	71,723	48,198	39,500	38,969
重 油 (ℓ)	486,962	429,532	425,096	369,845
L P G (m <sup>3</sup> )	47,404	27,780	32,607	30,073
都市ガス (m <sup>3</sup> )	38,944	128,610	151,862	154,471
一般廃棄物焼却量 (t)	—	12,076	11,932	12,092
プラスチックごみ焼却量 (t)	—	1,749	1,728	1,751
合成繊維ごみ焼却量 (t)	—	342	338	342
下水処理量 (m <sup>3</sup> )	6,628,779	7,625,480	7,120,260	6,638,890
農業集落排水処理人口 (人)	13,147	11,999	9,906	9,738
公用車走行距離 (km)	不明	1,004,301	932,462	1,260,046
笑気ガス (ℓ)	不明	780	640	4,512

※平成 25 年度のごみの焼却は、山鹿植木広域行政事務組合の鹿央クリーンセンターで行っていたため、実績を計上しない。

※プラスチックごみ焼却量、合成繊維ごみ焼却量については、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（II-70）より、全国平均値の組成を基に算定。

※下水処理量は浄水センターにおける実績値。

※農業集落排水処理人口は市全域の農業集落排水及び小規模集合排水処理施設整備事業の処理人口。

※公用車走行距離は全ての公用車の走行距離実績値（一部は推計値）。

※H25 の公用車走行距離、笑気ガスは集計不能。

## 【本市の事務・事業における温室効果ガス総排出量】

次の表は、基準年度と直近3年度分の温室効果ガス総排出量ですが、基準年度の数値は比較のための参考値（推定値）となっています。その理由として、鹿央クリーンセンターにおける一般廃棄物の焼却は、本市の実績として計上すべきものではないこと、また、基準年度における様々なデータ把握が難しいことなどが理由です。参考値の計算方法としては、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> については直近3年度分の環境センター及び市民医療センターの平均値を加算、非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> については一般廃棄物の焼却量の山鹿市分の数値を活用しました。CH<sub>4</sub> と N<sub>2</sub>O に関しては、できる限り当時のデータを集計するなどの方法で算定しました。

【本市の事務・事業における温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>換算）】単位：t-CO<sub>2</sub>

対象項目		H25 (2013) 参考値	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2022)
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	電 気	9,611.0	7,043.9	7,510.2	6,171.4
	ガソリン	215.6	169.7	171.3	201.2
	軽 油	43.9	127.0	154.2	115.5
	灯 油	178.6	120.0	98.3	97.0
	重 油	1,319.7	1,164.0	1,152.0	1,002.3
	L P G	310.0	181.7	213.2	196.7
	都市ガス	86.8	402.5	475.3	483.5
	<b>小 計</b>	<b>11,765.6</b>	<b>9,208.8</b>	<b>9,774.5</b>	<b>8,267.6</b>
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	プラスチックごみ焼却	4490.7	4,844.7	4,786.6	4,850.3
	合成繊維ごみ焼却	725.6	783.2	774.0	783.2
	<b>小 計</b>	<b>5,216.3</b>	<b>5,627.9</b>	<b>5,557.8</b>	<b>5,633.5</b>
CH <sub>4</sub> （メタン）	一般廃棄物焼却	21.6	23.2	23.0	23.3
	下水処理	145.8	167.8	156.6	146.1
	農業集落排水処理	361.5	330.0	272.4	267.8
	公用車走行距離	0.4	0.3	0.3	0.4
	<b>小 計</b>	<b>529.3</b>	<b>521.3</b>	<b>452.4</b>	<b>437.6</b>
N <sub>2</sub> O（一酸化二窒素）	一般廃棄物焼却	179.8	194.0	191.7	194.2
	下水処理	316.1	363.6	339.5	316.5
	農業集落排水処理	101.9	93.0	76.8	75.5
	公用車走行距離	8.3	7.0	6.6	8.9
	笑気ガス	0.4	0.5	0.4	2.7
	<b>小 計</b>	<b>606.4</b>	<b>658.0</b>	<b>614.9</b>	<b>597.8</b>
<b>合 計</b>		<b>18,117.6</b>	<b>16,015.6</b>	<b>16,399.6</b>	<b>14,936.5</b>

※CO<sub>2</sub>換算とは、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出量をCO<sub>2</sub>排出量に置き換えた値。

## (2) 温室効果ガス排出量の増減要因

本市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の主な増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

- ・ 電気の CO<sub>2</sub> 排出係数の増減。
- ・ 気象状況の変化等に伴う空調機器使用時間の増減。
- ・ 職員数や公用車数の増減。
- ・ 公共施設の新設、廃止に伴うエネルギー消費量の増減。
- ・ 小中学校の統廃合、保育園の民営化等による施設の減少。
- ・ 省エネ対策の実行、省エネ設備機器への更新。
- ・ 一般廃棄物焼却量の増減。
- ・ 下水道、農業集落排水処理量の増減。

温室効果ガスの排出に最も影響が大きいのは電力消費です。現在の国内における発電方法は火力がその多くを占めていますが、ここ数年は原子力発電所の再稼働や再生可能エネルギーの増加に伴い、電気の CO<sub>2</sub> 排出係数が減少傾向にあります。電気の CO<sub>2</sub> 排出係数が減ると、電力使用による CO<sub>2</sub> 排出量が減るため、基準年度と比較して現在のエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量は大きく減少しました。しかし、CO<sub>2</sub> 排出量が減少したことだけに捉われず、実際の電力消費量を把握し、省エネに努めることが重要です。

その他のエネルギーの使用については、設備の更新時に高効率な機器を導入することが重要ですが、日ごろの運用においても職員一人一人が省エネに取り組むことが求められます。後述しますが、本システムにおける環境管理推進者は、毎月のエネルギー消費量を把握し、消費量削減に向けた取り組みを着実に実行する必要があります。

## 4. 温室効果ガスの排出量削減目標

### (1) 目標設定の考え方

国および県の地球温暖化対策計画等を踏まえて、本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量削減目標を設定します。

国の目標として、中期目標年度（令和 12 年度（2030 年度））の温室効果ガス排出量を、基準年度比で 46%減とすることが掲げられ、さらに 50%の高みに向け挑戦し続けることが表明されています。

県では、令和 12 年度（2030 年度）を中間目標年度と定め、県内の温室効果ガス排出量を、基準年度比で 40%削減し、国の更なる追加施策による削減（10%）を加え、国と同様に 50%の高みを目指すこととされています。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

本市としては、原則として国・県の計画に沿った目標を設定することとし、令和 12 年度（2030 年度）を目標年度と定め、一般事務にかかる温室効果ガス排出量は基準年度比 50%削減することを目指します。これは今後毎年 7%の温室効果ガス排出量の削減を目指すこととなり、本計画最終年度である令和 10 年度（2028 年度）には基準年度比 35%の削減を達成する必要があります。

#### 【一般事務にかかる温室効果ガス排出量削減目標値】

項目	基準年度 平成 25 年度参考値 (2013 年度)	令和 4 年度実績 (2022 年度)	本計画最終年度 令和 10 年度 (2028 年度)	目標年度 令和 12 年度 (2030 年度)
温室効果ガス 排出量	18,117.6 t-CO <sub>2</sub>	14,936.5 t-CO <sub>2</sub>	11,776.4 t-CO <sub>2</sub>	9,058.8 t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	△17.56%	△ 35 %	△ 50 %

## 5. その他の環境配慮項目の実績と推移

事務・事業に伴って消費するエネルギー以外の環境配慮項目についても、継続して記録します。本計画において数値目標は定めませんが、原則として前年度実績より改善することを目指します。

### 【その他の環境配慮項目実績】

	H25 (2013)	H30 (2018)	R01 (2019)	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2022)
用紙（枚）	4,713,824	13,361,659	15,818,250	12,408,600	14,379,850	10,914,470
水道（m <sup>3</sup> ）	99,148	102,798	122,835	113,095	116,570	117,685
下水処理（m <sup>3</sup> ）	82,313	82,432	106,269	100,690	102,130	100,953
グリーン購入（%）	45.01	56.78	49.76	44.44	36.02	25.37
可燃・不燃ごみ（kg）	74,198	53,563	119,384	101,696	96,341	101,089
資源ごみ（kg）	30,104	19,711	14,681	15,340	22,795	22,238
公用車走行距離（km）	—	—	1,175,441	1,004,301	932,462	1,260,046

※可燃・不燃ごみについては、令和2年度以降は可燃ごみのみを記載。

## 6. 温室効果ガス削減目標達成に向けた取り組み

### (1) 取り組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因となる、電気使用量や燃料使用量の削減に重点的に取り組むとともに、環境負荷の低減のためコピー用紙や上水道の使用量削減、廃棄物の排出削減に取り組みます。

### (2) 具体的な取り組み内容

#### 【全ての職員の日常業務に関する取り組み】

項目	取り組み内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷房の運転基準 期間：6月1日～9月30日（原則8：15～17：00） 室温 28℃以上、不快指数 77 以上、室内湿度 70%以上のいずれかを満たす場合のみ。設定温度 28℃。</li> <li>・暖房の運転基準 期間：12月1日～3月31日（原則8：15～17：00） 室温が 19℃以下の場合のみ。設定温度 20℃。</li> <li>・本庁舎の空調運転については中央監視システムによる一元管理を行い、災害待機等の場合を除き原則休日の使用は禁止する。</li> <li>・個別空調（各会議室等）の使用についても運転基準を遵守し、消し忘れがないように注意する。</li> </ul>
給排水・給湯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節水に努め、蛇口はこまめに開閉する。</li> <li>・冬季以外の給湯供給期間を短縮する。</li> <li>・マイボトルを持参する。</li> <li>・トイレの2度流しをしない。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2階以上の共用エリア（執務室、会議室以外）の照明については、間引き点灯とする。</li> <li>・本庁舎1階を除く各階は、昼休み時間は完全消灯を心掛ける。本庁舎1階及び各市民センターは、窓口業務に支障をきたさない範囲で間引き消灯を行う。</li> <li>・会議室や給湯室等の照明は、利用の都度に点灯する。</li> <li>・退庁時の消灯を徹底する。</li> </ul>
エレベーター・自動ドア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メインエレベーターは原則使用しない。東側エレベーターの使用は3階以上離れた階に移動するとき、または荷物の運搬を行うときのみ認める。</li> <li>・正面玄関の自動ドアは原則使用しない。</li> </ul>
事務機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OA機器は、使用しない時間帯は電源を切る。</li> <li>・OA機器を省エネモードで使用する。</li> </ul>
公用車の運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイドリングや急加速を避け、減速時は早めにアクセルを離すなど、エコドライブを徹底する。</li> <li>・定期的にタイヤ空気をチェックするなど適正な点検整備を行う。</li> <li>・不要な荷物は積載しない。</li> </ul>

事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙等は再生紙を利用する。</li> <li>・資料のコピーやプリント時は、両面印刷やNアップ印刷をする。</li> <li>・情報漏洩等に留意し、使用済用紙の裏面を庁内文書に利用する。</li> <li>・ITを活用し、ペーパーレスを推進する。</li> <li>・印刷物は在庫が発生しないよう、必要最低限の部数とする。</li> <li>・消耗品や事務機器等は、グリーン購入法に基づき、エコマークなどの環境ラベルが付いた商品の購入に努める。</li> <li>・物品の節約と徹底した在庫管理を実施し、購入は計画的に行う。</li> <li>・物品購入の際はレジ袋をもらわない。</li> <li>・不要な物品等はグループウェアで情報提供し、有効活用を図る。</li> <li>・使い捨て製品の購入を避け、廃棄物を削減する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回、ノー残業デーを設け、定時退庁を促進する。</li> <li>・クールビズ、ウォームビズを励行する。</li> <li>・公共工事等において環境に配慮した計画及び工法に努める。</li> </ul>

### 【施設・設備管理等での取り組み】

設備機器の新設や更新の際は、省エネ性能が高い機器を選び、維持管理や廃棄時のコストも考慮します。なお、設備の運用の工夫でも、大きな省エネ効果を得ることができます。また、費用を伴う取り組みは、市の財政状況及び費用対効果を踏まえて実施するものとします。

項目	取り組み内容
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の断熱化、高断熱ガラス、二重サッシを導入する。</li> <li>・新築、改築の際はZEB*の実現に努める。</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に温湿度センサー、フィルター等を清掃する。</li> <li>・エネルギー効率の高い設備へ更新する。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光灯等をLED照明へ更新する。</li> <li>・照明対象範囲を細分化する。</li> <li>・人感センサーを導入する。</li> </ul>
受変電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デマンド制御システムを導入し、ピーク電力を削減する。</li> </ul>
給排水、給湯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレは節水型機器を導入する。</li> <li>・屋外給水設備の凍結防止対策を実施する。</li> <li>・給湯器の設定温度を適正化する。</li> <li>・ボイラー燃料装置の空気比を適正化する。</li> </ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車などのクリーンエネルギー車やハイブリッド車、燃費基準達成車を導入する。</li> <li>・法定点検を実施する。</li> </ul>
再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設屋上等に太陽光発電を導入する。オンサイトPPAモデル等の初期費用が掛からない方式も検討する。</li> </ul>

※ZEB…Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のことです。エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんので、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーを作ることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにするものです。

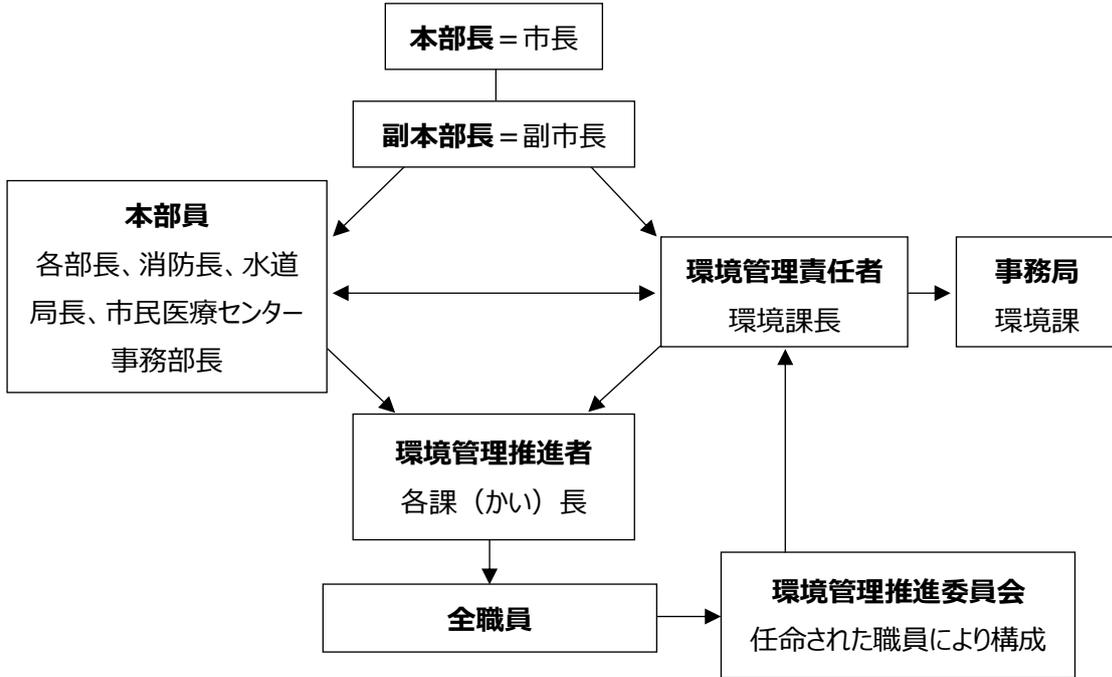
## 【その他の取り組み】

項 目	取 組 み 内 容
イベント開催時の 環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、資料の印刷部数は必要最小限度とする。</li> <li>・会場設営に使用する資材や展示物は、再使用可能な素材を使用し、同種のイベントや次回のイベントで再利用する。</li> <li>・会場の照明は適正な照度の確保に努め、過度な電飾は控える。</li> <li>・来場者にごみの持ち帰りを呼びかける。</li> </ul>
緑地、植え込み等の 管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の生態系に配慮し、除草剤使用量の削減等、環境負荷の低減に努める。</li> </ul>
燃やすごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別の徹底により、燃やすごみを減量化する。</li> <li>・プラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチックごみのリサイクルに努める。</li> </ul>
研修、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員を中心に、本計画の研修を実施する。</li> <li>・必要に応じて、環境管理推進者に対する研修を実施する。</li> <li>・全職員に対して省エネに関する有益な情報の提供を行う。</li> </ul>
熊本連携中枢都市圏 による地球温暖化対 策の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携市町村と協力して地球温暖化対策に取り組む。</li> </ul>

## 7. 推進体制と進捗状況の公表（本システムの構築）

### (1) 推進体制

本計画は、各施設及び各部署における着実な実効性を図っていくため、山鹿市環境マネジメントシステム推進本部規定第1条に定める環境マネジメントシステム推進本部（以下「本部」という。）をもって本計画の推進と進捗状況の管理を行うものとします。

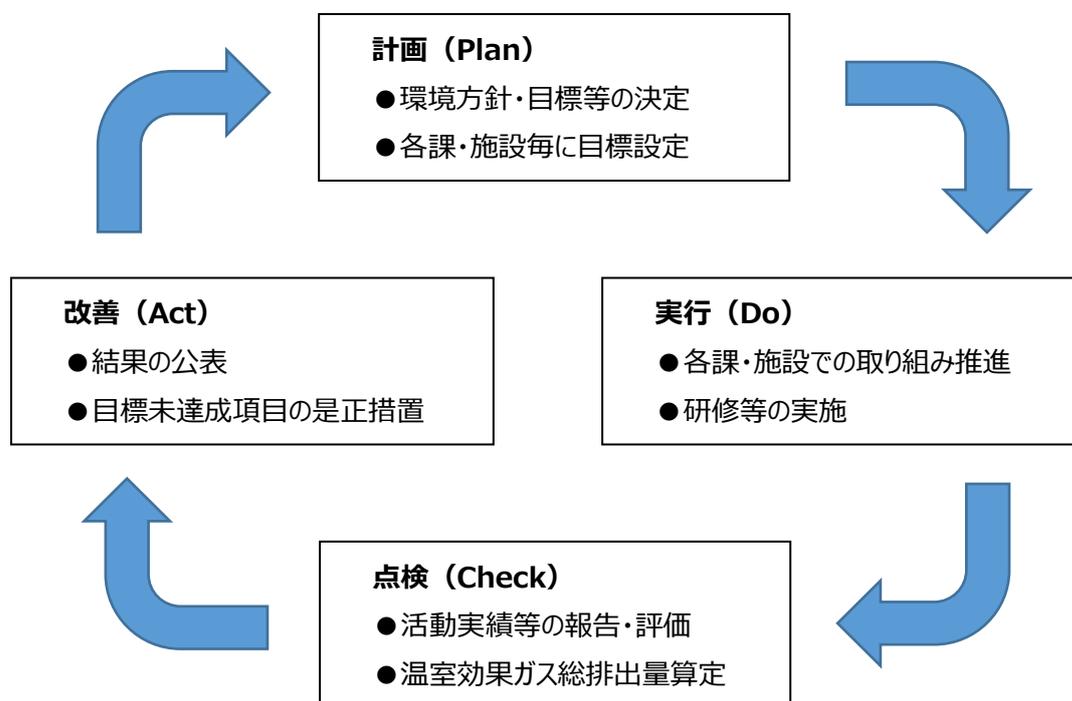


### (2) 本部及び環境管理責任者等の所掌事務

組織体制	所掌事務
本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>本システムの構築及び運用に関すること</li> <li>本システムの点検、評価及び改善に関すること</li> <li>その他、本システムに係る重要事項に関すること</li> </ul>
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>本システムの構築及び運用事務を統括し、その状況を本部長に報告すること</li> </ul>
環境管理推進者	<ul style="list-style-type: none"> <li>本システムの構築及び運用の推進を図ること</li> </ul>
環境管理推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>本システムの構築及び運用について検討すること</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>本システム運用上の庶務を行うこと</li> </ul>

### (3) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。



#### ア 毎年の PDCA

環境管理推進者は、毎年5月に前年度分のエネルギー消費量等を報告すると同時に、当年度のエネルギー消費量の削減目標等を定めます。事務局はその結果を集約し、環境管理責任者は温室効果ガス削減目標の達成状況等を本部に報告し、本部は進捗状況の点検・評価を行います。

各課（かい）において、著しくエネルギー消費量が増加する等の是正すべき点があった場合は、事務局において調査を行い、担当課に是正措置を講じるよう求めます。

#### イ 毎月の環境負荷チェック

環境管理推進者は、別に定める環境負荷チェックシート（以下「チェックシート」という。）によりエネルギー消費量等を毎月チェックし、目標達成に向けての取り組みと、所属職員に対する必要な指示を行います。チェックシートの様式は、環境管理責任者が必要に応じて見直しを行います。

#### ウ 計画改定

本部は次期計画に向けて年度毎の実績を把握し、その結果を生かして令和10（2028）年度に本計画の改定を行います。計画期間内においても必要に応じて本計画の改定を行うこととします。

### (4) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、ホームページ等で毎年公表します。

## <参考資料>

### 【対象施設一覧（本システムによる各部署の報告施設）】

施設名称	担当部署	令和4年度 (2022年度) エネルギー起 源 CO2排出 量(kg)	使用するエネルギーを、温室効果ガ ス排出量が多い順に示す (電=電気、ガ=ガソリン、軽=軽 油、灯=灯油、重=重油、L=LPG、 都=都市ガス)
本庁舎(本庁の公用車燃料等含む)	財務課、各課	440,040	電、ガ、軽、都、灯
山鹿隣保館	人権啓発課	2,332	電、灯、L
鹿本隣保館	人権啓発課	2,544	電、L
鹿央隣保館	人権啓発課	1,867	電
薄尾斎場	環境課	92,841	灯、電、L
市営墓地	環境課	240	電
環境センター	環境課	820,618	電、重、軽
鹿北市民センター	鹿北市民センター	33,818	電、ガ、軽、灯、L
菊鹿市民センター	菊鹿市民センター	30,987	電、ガ、L
鹿本市民センター	鹿本市民センター	46,771	電、ガ
鹿央市民センター	鹿央市民センター	36,156	電、ガ、L、軽
山鹿老人福祉センター	長寿支援課	48,811	都、電、軽
鹿北老人福祉センター	長寿支援課	8,729	電、ガ、軽、L
鹿央地域福祉センター	長寿支援課	107,631	重、電、L、軽
らんらんハウス	農業振興課	955	電
健康福祉センター	健康増進課	94,788	都、電、ガ
菊鹿健康福祉センターひまわり館	健康増進課	49,824	電
農業振興課直営管理施設(農村公園等)	農業振興課	700	電
道の駅かほく小栗郷	農業振興課	123,506	電、L
あんずの丘	農業振興課	33,554	電、ガ、灯
道の駅水辺プラザかもと	農業振興課	630,420	重、電、L、ガ、灯、軽
鹿央物産館等	農業振興課	32,267	電、ガ、L
6次産業化・観光連携推進施設	農業振興課	21,745	電、L
各排水機場等	農村整備課	10,600	電
さくら湯	観光課	101,596	電
山鹿灯籠民芸館	観光課	7,640	電
岳間溪谷キャンプ場	観光課	9,751	電、ガ、L、灯、重
矢谷溪谷キャンプ場	観光課	24,988	都、電、灯
奥矢谷溪谷キャンプ場きらり	観光課	8,681	電、L、ガ
バスセンター	都市整備課	17,366	電
浄水センター	下水道課	1,225,607	電、重、軽
ポンプ場	下水道課	24,862	電、重

施設名称	担当部署	令和4年度 (2022年度) エネルギー起 源 CO2排出 量(kg)	使用するエネルギーを、温室効果ガ ス排出量が多い順に示す (電=電気、ガ=ガソリン、軽=軽 油、灯=灯油、重=重油、L=LPG、 都=都市ガス)
農業集落排水施設等	下水道課	487,685	電
水道施設等	水道課	776,818	電、ガ、軽
消防本部(山鹿消防署、分署含む)	消防本部	215,945	電、ガ、軽、L、灯
公立小学校	学校教育課	413,116	電、L、都、灯
公立中学校	学校教育課	260,836	電、都、灯、L
学校給食施設	学校教育課	54,722	電、L、軽、灯
地区公民館等	生涯学習・スポーツ課	9,806	電、L
八千代座等	文化課	81,479	電、都
博物館	文化課	14,775	電、ガ、L
出土文化財センター	文化課	2,882	電
市民交流センター	生涯学習・スポーツ課	60,005	電
鹿北研修センター	生涯学習・スポーツ課	3,568	電、L
鹿本ふれあいセンター	生涯学習・スポーツ課	4,878	電、灯、L
川辺地域コミュニティセンター	生涯学習・スポーツ課	5,763	電、L
カルチャースポーツセンター	生涯学習・スポーツ課	159,859	電、重、ガ、L、軽
体育施設等	生涯学習・スポーツ課	280,923	電、灯
鹿本子ども園	子ども課	24,100	電、L
子ども課管理施設(旧保育園等)	子ども課	11,809	電、灯、L
山鹿幼稚園	子ども課	8,697	電、L
公立保育園	子ども課	124,717	電、都、L、ガ、灯
市民医療センター	市民医療センター	1,066,121	電、都、ガ

## 【CO2 排出係数一覧 \* 令和4年度実績の算定にあたり使用した係数】

項目	排出係数	単位
電気	0.000365	tCO2/kWh
ガソリン	0.00232	tCO2/L
軽油	0.00258	tCO2/L
灯油	0.00249	tCO2/L
重油(A)	0.00271	tCO2/L
LPGガス	0.003	tCO2/kg
都市ガス	0.00313	tCO2/Nm3
廃プラスチック類の焼却 (合成繊維の廃棄物を除く)	2.765	tCO2/t
廃プラスチック類の焼却 (合成繊維の廃棄物に限る)	2.288	tCO2/t

【地球温暖化対策の推進に関する法律（一部抜粋）】

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

.....

【山鹿市環境マネジメントシステム推進本部規程】

平成 18 年 8 月 28 日訓令第 14 号  
 改正 平成 19 年 3 月 30 日訓令第 6 号  
 平成 23 年 3 月 29 日訓令第 3 号  
 平成 24 年 8 月 15 日訓令第 12 号  
 平成 26 年 3 月 31 日訓令第 5 号  
 平成 27 年 3 月 31 日訓令第 10 号

（設置）

第 1 条 市が行う事務及び事業活動が環境に与える負荷を低減させるための仕組み（以下「環境マネジメントシステム」という。）を構築し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、山鹿市環境マネジメントシステム推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（平 24 訓令 12・全改）

（所掌事務）

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境マネジメントシステムの構築及び運用に関すること。
- (2) 環境マネジメントシステムの点検、評価及び改善に関すること。
- (3) その他環境マネジメントシステムに係る重要事項に関すること。

（平 24 訓令 12・一部改正）

（組織）

第 3 条 本部は、本部長、副本部長、本部員及び環境管理責任者をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、各部長、教育委員会事務局教育部長、消防長、水道局長及び市民医療センター事務部長をもって充てる。
- 4 環境管理責任者は、本部長が指名した職員をもって充てる。

（平 19 訓令 6・平 23 訓令 3・平 26 訓令 5・平 27 訓令 10・一部改正）

（本部長等の職務）

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 環境管理責任者は、環境マネジメントシステムの構築及び運用事務を統括し、その状況を本部長に報告する。

（会議）

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（環境管理推進者）

第6条 環境マネジメントシステムの構築及び運用の推進を図るため、環境管理推進者を置く。

- 2 環境管理推進者は、環境マネジメントシステムを適用する組織の課等の長の職にある者をもって充てる。

（環境マネジメントシステム推進委員会）

第7条 環境マネジメントシステムの構築及び運用について検討するため、環境マネジメントシステム推進委員会（次項において「推進委員会」という。）を置く。

- 2 推進委員会の委員は、職員のうちから市長が任命する。

（庶務）

第8条 本部の庶務は、市民部環境課において処理する。

（平26訓令5・一部改正）

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年8月28日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第6号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日訓令第3号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月15日訓令第12号）

この規程は、平成24年8月15日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第5号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第10号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**第3次 山鹿市地球温暖化対策実行計画・事務事業編**  
**（山鹿市環境マネジメントシステム）**  
令和6（2024）年度～令和10（2028）年度  
令和6年3月発行  
熊本県山鹿市市民部環境課